

# 鹿沼市立中央小学校学校いじめ防止基本方針について

## 鹿沼市立中央小学校

### 1 いじめ防止等のための基本的な方針

全ての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめはいじめる側が悪い」ということや「いじめはどの子どもにもどの学校にも起こりうる」ということを強く認識し、保護者、地域住民、関係機関と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対応し、いじめのない学校づくりに向けて、学校組織をあげて取り組むこととする。

### 2 いじめ対策委員会の組織

いじめへの対応は、一致協力体制を確立することが重要である。さらに、いじめに関する情報は、特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報を共有し、いじめの防止や対処等に迅速かつ組織的な対応を行うことが大切である。そのために、複数の教職員によって構成する「いじめ対策委員会」を組織することとする。

また、校務分掌にも位置付けをし、いじめの防止や対処等に組織的な対応を行うため、「学校運営委員会」や「児童指導委員会」「学年会・ブロック会」等の組織を活用していく。

### 3 学校におけるいじめ防止等に関する取組の具体化

#### (1) いじめの防止

##### ① 学業指導の充実

ア「互いの違いを認め合い、所属感を高める学級経営（失敗しても許される学級づくりに努める。（業間・昼休みの集団遊びの奨励）

イ「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

##### ② 道徳教育の充実

ア 道徳の時間を中心に、生き方に結びつく考える授業の実践をする。

（年間1回は、全学級、保護者に授業の公開）

イ 人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

ウ 豊かな人間関係づくりを強化する。（Q-Uを活用した学級経営研修の実践）

##### ③ 特別活動の充実

ア 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、話し合い活動の充実を図り、人間関係を築く力を育てる。（自分の思いを伝える力、異なる意見を受け入れる心の育成）

イ 社会性や規範意識を育てる。

（自然体験活動、臨海自然教室など様々な体験活動の実践）

ウ 児童の主体的な活動を推進する。（児童会活動でのあいさつ運動や縦割り班活動の実践）

##### ④ 人権教育の充実

ア 児童一人一人が、自他の人権を尊重し、ともによりよく生きようとする児童を様々な場面を通して育成する。

イ 自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。

ウ 学級担任は、いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、多くの体験的活動を通して、自分たちでいじめの問題を解決できるような力を育成していく。

⑤ 保護者・地域との連携

ア 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広める。

イ 家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

ウ 学校、家庭、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、ともに学ぶ機会を設定したりする。

エ 連携をするにあたっては、教育講演会や保護者懇談会を活用していく。また、PTA活動にいじめ防止についての内容を盛り込んで実施していく。

⑥ 情報モラル教育の実践

ア 道徳の時間や特別活動、さらに各教科において情報モラル教育を実践する。

イ 児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。

ウ 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報やむやみに掲載しない指導を徹底する。

エ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗中傷を絶対にさせない指導を徹底する。

オ 有害サイトにアクセスさせない指導を徹底をする。

カ 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器に関する研修会を実施する。

⑦ 教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上

ア いじめに関する全教職員対象の校内研修会を年1回以上実施する。

イ いじめに関するチェックリストを活用し、自己の取組や指導体制の改善を図る。

(2) 早期発見

① 児童の見守り・信頼関係の構築

ア 児童の些細な変化に気づくこと。

イ 児童との信頼関係の構築に努め、相談しやすい関係づくりに努める。

② 情報交換による共有

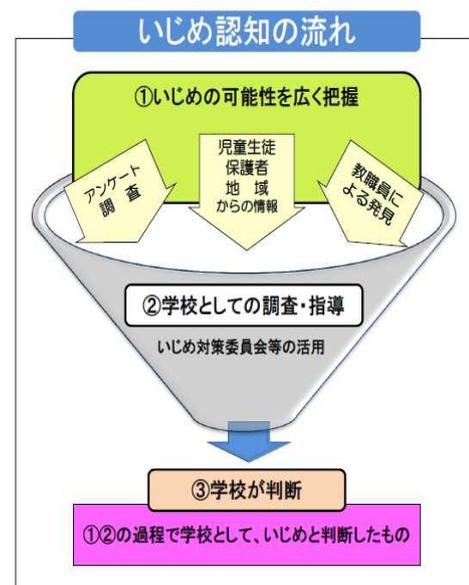
ア 毎週1回「学年会・ブロック会」を設定し、気になる児童の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。

イ スクールカウンセラーや児童支援・養護教諭と情報を共有できる体制を整える。

ウ 職員会議を情報交換の場として、情報を共有し組織的な体制を整える。

③ アンケートの実施

ア 児童が安心していじめを訴えられるような調



査を工夫し、定期的及び随時実施することにより、早期発見に役立てていく。

④ 教育相談の充実

ア 教育相談を実施する。

イ 校内に相談ポスト「心のポスト」を置き、活用する。

ウ 児童が気軽に随時相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。

エ 学校における教育相談について、保護者の理解を図るとともに、保護者の悩みにも応えることができる体制にする。

⑤ 家庭との連携

ア 保護者には家庭においても児童の些細な変化があった場合には、学校と家庭で連携して速やかに対応できるよう呼びかけておく。

イ 学年だよりによる啓発や、家庭への連絡等日頃より家庭との連携を密にし、信頼関係を構築する。

(3) いじめに対する措置

① いじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）による調査

ア いじめ対策委員会が中心となり、関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、市および関係機関から派遣を受けるなど、連携をとる。

② 保護者への報告

ア いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し、いじめの事案に係る情報を共有する。

イ 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。

③ いじめられている児童及び保護者への支援

ア いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。

イ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

ウ いじめを解決する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。